



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

■人の動き

3月末現在（前月比）

人 □：4,567人（-55）
 男：2,207人（-27）
 女：2,360人（-28）
 世帯数：2,064世帯（-15）

■救急・火災

令和5年1月～3月末

救急：63件
 火災：1件



伝言板の動き

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

 ホームページ		 サポートメール @防災くねっぶ	
 Facebook フェイスブック		 Twitter ツイッター	
 マイ広報紙		 子育てアプリ 母子モ	

5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。令和5年度の納期限は5月31日(水)です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月上旬に発送されますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は下記までご連絡ください。

自動車税種別割は、金融機関・総合振興局窓口のほか、指定のコンビニエンスストア、インターネットを利用したクレジットカードにより納税することができます。

また、4月から新たにQRを読み込むことにより納税できるようになりました。(利用できるアプリケーション：docomoのd払い、PayPay、auPayなど) 詳しい利用方法については、納税通知書裏面のQRからご確認ください。

○問合せ
 北見道税事務所納税課
 (北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8686)

固定資産税・軽自動車税の納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日(水)です。納期限内に必ず納めましょう。

○問合せ
 町民課資産税係・町民税係 (☎ 47-2193)

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成29年から令和6年3月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一年間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

○要件
 工事費が50万円を超えること

○減額期間
 改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額に適用

○問合せ
 町民課資産税係 (☎ 47-2193)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に属するものに限ります)も納付することができます。

○とき 5月10日(水)・6月14日(水)
 17時30分～20時

○ところ 町民課窓口
 ○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。

気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

また、6月には町公民館で「特設なんでも相談所」が開設されます。

○とき 6月1日(木) 13時～16時
 ○ところ 町公民館農事研修室

○担当 訓子府町人権擁護委員
 ・上杉 守さん
 ・生出 成子さん

※訓子府町では、上記の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されています。

○問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

行政相談委員に気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困っていることや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

◎道路の段差を改善してほしい
 ◎道路標識が分かりにくい
 ◎年金の通知が届いたが、よく分からない
 ◎雇用問題 など

○総務省行政相談委員
 清井久美子さん (西富 ☎ 47-3738)
 「行政苦情110番」(☎ 0570-090110) もご利用ください。

春のすずらん無料法律相談を開催

このようなことで困ってはいませんか？

- ・親の遺産の相続手続きを進めたいが、何から始めたら良いか分からない
- ・「迷惑は掛けない」と頼まれて借金の連帯保証人になったが、請求書が届いた
- ・訪問販売で商品を押売りされたが、返品できるか など

「春のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士が定住していない地域で実施しているものです。

本町でも、次のとおり開設されますので、気軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。今まで弁護士への相談をためらっていた方、弁護士事務所まで行けない方など、ぜひこの機会に相談してみませんか。

○とき 5月17日(水) 13時30分～16時
 ○ところ 町公民館農事研修室

○担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)
 ※相談は無料ですが、予約制ですので、5月15日(月)までに町民課町民生活係 (☎ 47-2203) にお申し込みください。

みんなで春の大掃除をしましょう

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくりまします」とあります。

訓子府町では美しい町づくりの一環として、期間を定めて一斉清掃を実施しています。

春を迎え、みんなで自宅や職場周辺などを清掃しましょう。

○一斉清掃期間 5月13日(土)～21日(日)
 ○問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。

○不法投棄の罰則
 5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金または併科(懲役、罰金の両方)。法人の罰金は上限額が3億円以下となります

○問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

伝言板の動き